

加入者が死亡した場合、解約金は相続人へお支払いしますので提出してください。貯金払戻（解約）請求書の提出は必要ありません。（死亡月に給与天引きによる積立がされない場合は、併せて積立変更・中断・復活申込書の提出をお願いします）。

【注意事項】

・積立変更・中断・復活申込書、改印・改姓届（届出印紛失の場合）→貯金加入者の氏名で記載してください。

貯金解約請求書（遺族用）

【貯金加入者】

組合員証記号番号 000 - 0000

氏名 共済太郎 印

（届出印を押印してください。）

貯金加入者は、令和00年00月00日に死亡しましたので、次のとおり共済積立貯金の解約をお願いします。

なお、解約に伴い万一紛議が生じた場合、代表請求者において責任を負い、貴組合に対して一切迷惑をかけません。

代表請求者氏名	<u>共済花子</u>	続柄	<u>妻</u>
金融機関名	<u>00銀行</u>	支店名	<u>00支店</u>
口座番号	普通預金 <u>1234567</u>		
フリガナ	<u>キョウサイ ハナコ</u>		
口座名義	<u>共済花子</u>		

栃木県市町村職員共済組合理事長 様

令和00年00月00日

代表請求者が被扶養者の場合、代表請求者と死亡者（貯金加入者）の続柄が分かる書類を添付する必要はありません。

記入者名 共済花子
（代表請求者との続柄 本人）

（注意事項）

- 代表請求者と死亡者の続柄が分かる書類（戸籍抄本等）を添付してください。
- 代表請求者が未成年の場合は、後見人が記入し、代表請求者と後見人の続柄が分かる書類（戸籍抄本等）を添付してください。